

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

平成29年7月10日

高 浜 市 長 殿

高浜市南部ふれあいプラザ
指定管理者選定評価委員会
委員長 丹 羽 重 則 印

平成28年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成26年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日 ②平成28年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	44点	88%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	94点	94%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

評価結果についての講評 まとめ（H29.7.10）

- 管理については適正に行われ、全体に評価に値する取り組みがされている。同地域に似たサービスのある施設ができたことも利用者減少傾向の要因となっているかもしれない。新たな取り組みによる利用者の発掘、工夫、定着利用者など、いろんな角度から見ることも必要となってくる。
- 利用実績に選挙時入場者もカウントしているのは純粋な施設利用者の動向を掴むことができず、再考を要する。
- 収支報告のあり方を検討していただきたい。（黒字分の使途が外部にも理解されるような資料の添付など。）
- 第2プラザについては、一層の利用率向上を望む。合併の結果をだされたい。